

## 別紙

### 令和6年度 宮古島市保育の質の向上研修 実施計画

#### 1. 研修内容：「保育の環境」

参考：保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）

保育所保育指針解説（平成30年2月 厚生労働省）

#### 2. 目的

保育所における保育は環境を通して行うことを基本としている（保育所保育指針1の（1）のイ）。

保育の環境とは

- ・【人】 人的環境：保育士や子ども等
- ・【物】 物的環境：施設（園庭、保育室）、遊具、玩具等
- ・【場】 自然・社会の事象：園庭、散歩、生物飼育、野菜栽培等

こうした人、物、場が交互に関連しあってつくり出されていくものである。

乳幼児期は、生活の中で興味や欲求に基づいて自ら周囲の環境に関わるという直接的な体験を通して心身が大きく育つ時期である。

保育所保育の基本である環境を通して、乳幼児期のこどもの健やかな育ちを支え促していくという考え方のもと、保育士には子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、それらを十分に生かしながら工夫して保育を行うことが求められる。

以上のことから、保育の質に深く関わる保育環境の整備への理解を深めることを目的に研修を実施する。

#### 3. 研修の実施方法

研修の実施については、下記の①から③の3部構成で行う。

①講演(理論等)・・・講師を招聘し、3時間ほどの講演を行う。

ねらい：保育の営みは計画に基づき展開されるが、その計画は根拠に基づくものでなければならない。この「根拠に基づく」とは何かを総論的に学ぶため、原理・理論を中心とした内容の研修を行う。 =インプット

②実践・実技・・・講師を招聘し、①の研修内容を踏まえた実践的な演習を行う。

ねらい：原理;理論をもって保育の計画は根拠立てされるが、実際の保育実践にあたっては、子どもの姿を捉え、そこから子どもの育ちを読み取る中で臨機応変な保育者の対応が求められる。この保育の計画の一貫性と柔軟性をもって「根拠に基づく実践」として活かせるよう、より実践的な演習を中心とした内容

の研修を行う。=アウトブッド

③事例検討・・・グループワークによる保育カンファレンスを行う。...

ねらい：保育において重要なのは、実践の後にそれを省察・評価し、改善の糸口を見つけ、次の保育の計画へ繋げていくというカリキュラム・マネジメントである。その際、キャリアなどの違いを超えて、多様な視点を共有することは保育の質を向上させるうえで不可欠である。保育者自身が実際の臨床保育における事例を持ち寄り、それを6～8名程度のグループで共有し、意見を出し合うことを通して、保育カンファレンスの手法を習得するための研修を行う。

=シェアリング